

高機能消防指令システム構築業務委託
公募型プロポーザル

実施要領

上越地域消防事務組合

目次

1	プロポーザルの目的	1
2	業務概要	2
	(1) 委託名	2
	(2) 発注者	2
	(3) 業務の範囲	2
	(4) 業務内容	2
	(5) 委託場所	2
	(6) 委託期間	2
	(7) 契約限度額	2
3	プロポーザル実施概要	3
	(1) プロポーザルの名称	3
	(2) 最優秀者等の特定	3
	(3) 担当部署（事務局）	3
	(4) スケジュール	3
4	参加資格	4
5	参加手続	5
	(1) 関係書類の交付	5
	(2) 参加表明書の提出	5
	(3) 質問の受付及び回答	6
	(4) 技術提案書等の提出	6
6	技術提案書の作成方法	8
	(1) 全般的な留意事項	8
	(2) 仕様書等の取扱い	8
	(3) 技術提案書の体裁	8
	(4) 提案課題及び評価ポイント	9
7	審査	11
	(1) 審査委員会	11
	(2) 審査方法	11
	(3) プレゼンテーションの概要	11
	(4) 失格	11
	(5) 審査結果の通知及び公表	12
8	契約	13
	(1) 契約締結の交渉	13
	(2) 提案内容の取扱い	13
	(3) 支払条件	13
	(4) 契約保証金	13
9	その他の留意事項	14

1 プロポーザルの目的

消防指令システムは、119番通報の受付から各種災害対応の収束まで通信指令業務の核となる重要なシステムで、24時間365日継続的な安定稼働が求められる。そのため、当システム構築に当たっては、構築作業中の消防業務への影響を最小限に抑えながら、現行設備が抱える課題を解消しつつ最新の情報通信技術を導入して機能強化を図るという、高度で特殊な技術が要求される。

このプロポーザルは、これらの課題を解決するため、事業者の実績に基づく企画力、技術力及び経験等を活かした技術提案を募り、当組合消防本部のシステム構築に最も適した事業者を選定するために実施するものである。

2 業務概要

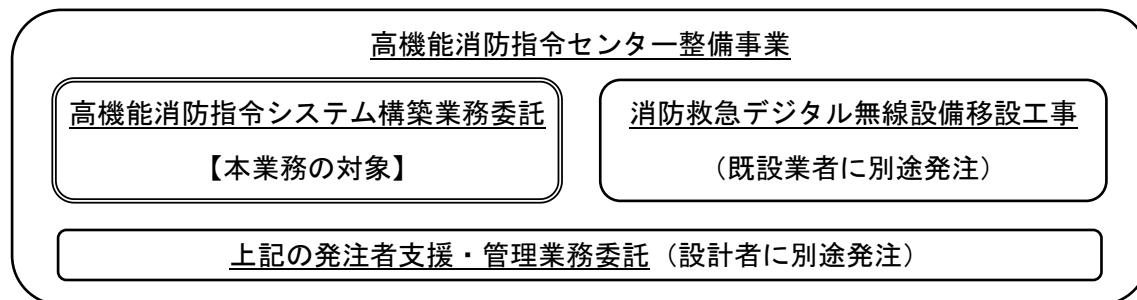
(1) 委託名

高機能消防指令システム構築業務委託

(2) 発注者

上越地域消防事務組合（以下「発注者」という。）

(3) 業務の範囲



(4) 業務内容

「高機能消防指令システム構築業務委託仕様書」及び「高機能消防指令システム構築業務委託設計図」（以下「仕様書等」という。）による。

(5) 委託場所

仕様書等に記載の場所、その他発注者が指定する場所

(6) 委託期間

契約締結の日から平成32年3月31日まで（予定）

(7) 契約限度額

658,454,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 プロポーザル実施概要

(1) プロポーザルの名称

高機能消防指令システム構築業務委託公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）

(2) 最優秀者等の特定

高機能消防指令システム構築業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、提出された技術提案書及びプレゼンテーションの内容を評価し、その結果に基づき最優秀者及び優秀者各1者を特定する。

(3) 担当部署（事務局）

- ① 上越地域消防事務組合 消防本部消防防災課 通信指令室

所在地：〒943-0824 上越市北城町1丁目16番1号

T E L : 025-525-1199

- ② 上越地域消防事務組合 消防本部総務課 新庁舎整備推進室【書類提出先】

所在地：〒943-0824 上越市北城町1丁目16番1号

T E L : 025-525-1195 F A X : 025-525-1191

E-mail : somu@shobo.joetsu.niigata.jp

(4) スケジュール

内容	日時等
実施要領等の発表及び関係資料の交付開始	平成30年10月10日
質問書の受付期間	公告の日から 平成30年10月19日午後5時15分まで
質問書の回答期限	平成30年10月26日
参加表明書等の提出期限	平成30年11月5日午後5時15分
技術提案書の提出期限	平成30年11月22日午後5時15分
プレゼンテーション	平成30年12月上旬
特定・非特定通知	平成30年12月上旬～中旬

4 参加資格

本プロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす単体企業とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更正手続開始の申立てをされた者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更正手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更正手続開始の申立てをされた者でないこと。
- (4) 上越地域消防事務組合物品調達等業者指名停止措置要領（平成29年12月7日実施）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 本プロポーザルの参加表明時点において、平成29年度下期から平成32年度上期までの上越地域消防事務組合物品入札参加資格申請者名簿に登録されている者であること。
- (6) 平成20年4月1日から公告日までの間に、日本国内の地方公共団体から、自社で開発及び製造した消防指令システム（消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成14年4月1日付け消防消第69号消防庁長官通知）に定める高機能消防指令センター総合整備事業のⅡ型又はⅢ型に相当する設備をいう。）の導入を直接請負った実績（共同企業体での実績の場合は、代表構成員としての実績に限る。）を有する者であること。
- (7) 事務局との連絡を電子メールで行うことができる者であること。

5 参加手続

(1) 関係書類の交付

本プロポーザル実施のために交付する書類、交付方法及び交付期間は次に掲げるところによる。

ア 交付書類（以下「実施要領等」という。）

- ① 高機能消防指令システム構築業務委託公募型プロポーザル実施要領（本要領）
- ② 提出書類様式
- ③ 仕様書等（仕様書及び設計図）
- ④ 整備想定スケジュール
- ⑤ 新庁舎設計図（抜粋）
- ⑥ 消防救急デジタル無線運用方法説明資料

イ 交付方法

【上記ア①～②の書類】

上越地域消防事務組合ホームページ（以下「組合ホームページ」という。）のインフォメーション「高機能消防指令システム構築業務委託公募型プロポーザルについて」からダウンロードする。なお、インターネットに起因するトラブルに関して事務局では一切の責任を負わない。

※ 組合ホームページURL <http://www.joetsuarea-firedept.jp/>

【上記ア③～⑥の書類】

データを収録したディスクを貸与するので、交付期間中の平日午前8時30分から午後5時15分までの間に、本要領3（3）②の担当部署（新庁舎整備推進室）で受領する。貸与ディスクは、交付期間の終期までに担当部署あてに返却する（郵送可）。

ウ 交付期間

公告の日から平成30年11月5日（月）午後5時15分まで

(2) 参加表明書の提出

ア 提出期限

平成30年11月5日（月）午後5時15分まで

イ 提出書類及び提出部数

- | | |
|----------------------|----|
| ① 参加表明書（様式1） | 1部 |
| ② 業務実績調書（様式2） | 1部 |
| ③ 返信用封筒（参加資格確認結果通知用） | 1通 |

※ 返信用封筒は、定型長3封筒に返信先を記載し82円切手を貼付のこと。

ウ 提出場所

本要領3（3）②の担当部署（新庁舎整備推進室）

エ 提出方法

書類の提出は、持参又は郵送による。

- ・持参の場合 平日午前8時30分から午後5時15分までの間に提出
- ・郵送の場合 封筒の表面に「プロポーザル関係書類在中」と朱書きし、配達証明書付き書留郵便で送付（提出期限必着）

オ 参加資格確認結果の通知

事務局は、平成30年11月12日（月）までに参加資格確認結果通知書を発送する。併せて、参加者ごとの整理番号を通知する。

カ 辞退

参加表明書の提出後に辞退する場合は、平成30年11月22日（木）午後5時15分までに辞退届（様式3）を提出すること。提出場所及び提出方法は、上記ウ・エに同じ。

（3）質問の受付及び回答

質問書の提出方法及び回答方法は次のとおりとする。質問書の提出に当たっては、本要領6（2）イも参照すること。

ア 提出期限

平成30年10月19日（金）午後5時15分まで

イ 提出書類

質問書（様式4）

ウ 提出場所

本要領3（3）②の担当部署（新庁舎整備推進室）

エ 提出方法

電子メールで提出するものとし、持参、郵送及びFAXによる提出は受け付けない。質問者は、電子メールの送信後、電話で受信確認を行うこと。

オ 回答方法

発注者は、平成30年10月26日（金）までにすべての回答を組合ホームページに掲載する。質問者への個別回答はしない。

カ その他

質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

（4）技術提案書等の提出

ア 提出期限

平成30年11月22日（木）午後5時15分まで

イ 提出書類

- | | |
|-------------------------|-----|
| ① 審査書類等提出届（様式5） | 1部 |
| ② 技術提案書（様式6の表紙を含む。） | 10部 |
| ※ 「技術提案書作成要領」を参照 | |
| ③ 技術提案書のPDFデータを収録したCD-R | 1枚 |
| ④ 業務実施体制調書（様式7） | 10部 |
| ⑤ プレゼンテーション出席者名簿（様式8） | 1部 |
| ⑥ 参考見積書（様式9） | 1部 |
| ⑦ 参考見積書別紙（様式9別紙） | 10部 |
| ⑧ 返信用封筒（結果通知用） | 1通 |

※ 返信用封筒は、定型長3封筒に返信先を記載し82円切手を貼付のこと。

ウ 提出場所

本要領3（3）②の担当部署（新庁舎整備推進室）

エ 提出方法

上記（2）エに同じ。

オ その他

上記（４）イの提出書類に整理番号の記載欄がある場合には、必ず参加資格確認結果通知書で通知した整理番号を記載すること。

6 技術提案書の作成方法

(1) 全般的な留意事項

- ア 参加者（本要領5（2）により参加表明書を提出し参加資格を認められた者（本要領5（2）カの辞退届を提出した者及び本要領7（4）の規定により失格した者を除く。）をいう。以下同じ。）1者につき1つの技術提案書とすること。
- イ 技術提案書には、参加者を特定できる内容（商号、商標等）の記載はしないこと。
- ウ 提案内容はすべて技術提案書のほか、本要領指定の書類に記載すること。パンフレットや提案内容を説明するための添付資料など、本要領に提出書類として定めた書類以外の資料は受理しない。
- エ 本プロポーザルで最優秀者又は優秀者に特定された参加者の技術提案については、提案内容がそのまま実際の業務に採用されるものではないが、提案に当たっては、本業務を受託した場合には確実に実現可能な内容とすること。
- オ 見積総額が、本要領2（7）で示す契約限度額以下となる内容とすること。

(2) 仕様書等の取扱い

- ア 仕様書等（「高機能消防指令システム構築業務委託仕様書」及び「高機能消防指令システム構築業務委託設計図」）の記載事項は、当組合消防本部における現行消防指令システムの仕様を基に、発注者が求める機能の水準を示した大要であり、特定メーカーの機能、仕様等を指定するものではない。
- イ 参加者は上記アの趣旨を踏まえ、仕様書等に示された方法以外の方法で機能の水準を満たそうとする場合は、その方法を技術提案として提案（以下「代替提案」という。）すること。代替提案の可否については、本要領5（3）の質問書を提出しても回答しない。
- ウ 代替提案については、本プロポーザル審査の過程で内容を評価し、契約交渉時に改めて協議の上、発注者が必要と認める範囲内で発注仕様書に反映させるものとする。

(3) 技術提案書の体裁

- ア 技術提案書の原稿作成に使用するソフトは、Microsoft PowerPoint®とすること。
- イ 紙媒体で提出する技術提案書は、1スライドをA4用紙にフルページサイズで片面印刷し、フラットファイルで綴ること。
- ウ 紙媒体で提出する技術提案書には、表紙（様式6）、目次及びページ番号を付すこと。ページ数は、表紙及び目次を除き50ページ（50スライド）以内とすること。
- エ 技術提案書は、提案課題の評価ポイント順にまとめることとし、どの評価ポイントに対する提案内容か容易に判別できるよう、スライドごとにヘッダ、フッタを付すなど工夫すること。
- オ スライドの書式（縦書き、横書き等）については特に指定しない。ただし、フラットファイルへの綴じ込み及び見やすさを考慮し、印刷時の最低限の余白は確保すること。
- カ 適宜、図、表、イラスト等を使用して、消防指令システムについて専門的な知識を有していない者でも理解できるよう配慮すること。
- キ 文字の大きさ（上記イによる方法で印刷した場合の大きさをいう。）は、おおむね11ポイント以上とすること。ただし、図表、注釈等に使用する文字についてはこの限りではない。

(4) 提案課題及び評価ポイント

本業務の目的を十分に理解した上で、次表の項目に対する技術提案を行うこと。

項目	提案事項	配点	配点内訳	評価ポイント	
業務の実施体制等に関する技術提案	消防指令管制業務の特徴と当消防本部の実情を踏まえたシステム構築に当たっての基本方針を明らかにした上で、業務を円滑・確実に遂行するための実施体制について提案を求める。	100	50	基本方針（業務の理解度）	
			50	業務の実施体制（配置予定技術者の役割・責任分担等）	
提案課題に対する技術提案	提案項目1 新指令システムへの円滑な移行に関する技術提案	新庁舎の建设工程を踏まえたシステム構築スケジュールを明らかにした上で、消防業務全般への影響を最小限とする移行方法について提案を求める。	30	システム構築スケジュール（施工計画・119切替手順）	
			30	消防業務への影響の低減	
			20	確実なデータ移行の実現	
			20	職員負担の軽減	
	提案項目2 新指令システムの機能に関する技術提案	指令管制業務の迅速・確実・効率化等に関する技術提案を求める。	100	20	消防指令システムの操作性
				20	ヒューマンエラー防止対策
				20	指令管制業務の効率化
				10	同時多発災害発生時の運用
				10	消防OAシステムとの連携
	提案項目3 既設消防救急デジタル無線との接続に関する技術提案	消防指令システムと無線システムとの接続方法を明らかにした上で、その接続方法における機能性・操作性の向上に関する工夫、接続作業時の安定性の確保に関する方策等について提案を求める。	100	20	既設消防救急デジタル無線システムとの接続方法
				20	指令業務における消防救急デジタル無線の操作性
				10	車載無線の運用における消防救急デジタル無線の操作性
				10	消防救急デジタル無線を活用した消防指令システムの機能性向上（データ通信等）
提案項目4 仕様書等に記載以外の技術提案	仕様書等で示した機能のほかに、契約限度額の範囲内で実現し得る消防本部の組織的対応力を向上させる機能の提案を求める。	100	100	【提案例】※ ¹ ・災害対策本部を支援する機能 ・現場状況把握を支援する機能 ・現場活動を支援する機能 ・最新技術の活用	

項目	提案事項	配点	配点内訳	評価ポイント
提案課題 に対する 技術提案	提案項目 5 経済性に関する 技術提案	100	50	イニシャルコスト（参考見積書記載の見積額を評価）※ ²
			30	ランニングコスト（発注者予算内で実現可能な保守内容を提案）※ ³
			20	トータルコストの低廉化
取組意欲	プレゼンテーション及びヒアリングにおいて、当該業務を実施する上で積極的に取り組む姿勢や熱意を総合的に評価する。	50	30	取組意欲
			20	理解度・実現性

※1（提案項目4）仕様書等に記載以外の技術提案について

- ・提案例に記載した機能は一例であるが、提案例のように一定の機能のまとまり（〇〇システム等）ごとに提案することとし、参考見積書（様式9）にはその機能のまとまりごとに概算の見積金額（8%の消費税及び地方消費税の額を含む。）を記載すること。
- ・機能のまとまりごとの提案件数については任意とする。
- ・見積金額については、技術提案書への記載を要しない。

※2（提案項目5）イニシャルコストについて

- ・契約限度額の積算に当たり、仕様書第5章に記載の「付帯設備」は24,073,200円（無線局登録申請費、安全費、諸経費、消費税等を含む。）として算定した。
- ・見積価格の評価に当たっては、品質確保のための「低入札価格調査制度」（上越市「平成30年度の入札・契約制度について」を参照）の考え方を参考に、契約限度額のおおむね85%以上の金額を適正価格と考えるものとする。
- ・見積総額に、消防救急デジタル無線との接続のため既設無線メーカー（日本電気株式会社）との調整に要する費用（以下「無線接続費用」という。）が含まれる場合は、当該金額については見積総額から控除して評価する。
- ・無線接続費用について既設無線メーカーから見積徴取が必要な場合は、参加者の責任において対応するものとする。ただし、既設無線メーカーが見積に応じないなど、本プロポーザルの参加に支障が生じる場合は、参加者は事務局に支援を依頼することができる。
- ・上記の考え方を踏まえ、提出された参考見積書（様式9）に基づき次の算式により見積額を評価する。

$$a = (\text{①見積総額} - \text{②無線接続費用}) \div \text{契約限度額} \times 100 - 85 \text{（端数処理しない）}$$

$$a < 0 \text{ のとき 評価点} = 50 + 1.4 \times a \text{（小数点第2位以下切捨て）}$$

$$a \geq 0 \text{ のとき 評価点} = 50 - 1.3 \times a \text{（小数点第2位以下切捨て）}$$
- ・金額はすべて8%の消費税及び地方消費税の額を含むものとする。
- ・見積金額については、技術提案書への記載を要しない。

※3（提案項目5）ランニングコストについて

- ・保守費用の発注者予算については、システム構築後2年目から10年目までの9年間で1.6億円（年平均約1,800万円）と仮定して提案すること。
- ・参加者が考える適切な保守を実施した上で、ランニングコストを低廉化できると判断する場合は、その保守内容及び見積額（9年間総額）を技術提案書に記載すること。
- ・金額はすべて8%の消費税及び地方消費税の額を含むものとし、消費税率の改正は考慮しない。

7 審査

(1) 審査委員会

審査委員会は、上越地域消防事務組合消防本部の次の職員で構成する。

構成	所属・役職等
委員長	消防長
副委員長	次長
委員	総務課長
委員	総務課庶務係長（情報セキュリティ管理官）
委員	消防防災課通信指令室指令係長（指令統括官）

(2) 審査方法

最優秀者及び優秀者の特定に係る審査は、次に掲げる方法により審査委員会が行う。

- ア 提出された技術提案書及びプレゼンテーションの内容について、評価基準に基づいて審査し、得点が最も高い参加者を最優秀者、次点者を優秀者として特定する。
- イ 審査委員会及びプレゼンテーションは、非公開で行う。
- ウ 参加者が1者のみであっても本要領に基づく審査を実施し、審査結果が評価基準に示す得点総計のおおむね6割以上であり、かつ審査委員会が本業務の受託者に適していると認めた場合は、最優秀者として特定する。

(3) プレゼンテーションの概要

プレゼンテーションは、次に掲げる方法により審査委員会が主催して実施する。

- ア プレゼンテーションの1者当たり参加人数は5人以内とし、業務実施体制調書（様式7）に記載した管理技術者を必ず含むものとする。
- イ プレゼンテーションには、提出した技術提案書のみ使用できるものとする。提出した技術提案書以外の資料の使用は認めない。
- ウ プレゼンテーションにおいては、パソコン、プロジェクターの機器を持ち込んで提案内容を説明することができるものとする。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、事務局でも用意するが、貸出機材の不具合、故障等については事務局では一切の責任を負わない。
- エ プレゼンテーションは、70分程度（準備及び片付け10分、説明30分、質疑応答30分程度）で行うこととし、実施日時等の詳細については、参加者に別途連絡する。

(4) 失格

参加者が次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ア 参加表明書の提出後、期限までに辞退届を提出せず審査に必要な提出書類を提出しなかった場合、及びプレゼンテーションに参加しなかった場合
- イ 本プロポーザルの手続開始後、審査委員会の委員に対し直接・間接を問わず連絡を求めた場合
- ウ 参加表明書等を提出した者で、参加表明書等の提出日から契約締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合又は本要領4の参加資格要件を満たさなくなった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められた場合

- オ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- カ その他、本要領の定めに違反すると認められた場合

(5) 審査結果の通知及び公表

- ア 審査結果は、参加者全員に書面で通知する。ただし、最優秀者及び優秀者に対しては、書面の送付前にあらかじめ電話又は電子メールで連絡する。
- イ 審査結果は、組合ホームページで公表する。公表内容は、参加者全員の商号・名称、審査評価点等とする。

8 契約

(1) 契約締結の交渉

審査委員会が特定した最優秀者と協議の上、発注仕様書の作成を行い、発注者が別途定める予定価格の範囲内で見積もり合わせを実施し、速やかに契約を締結する。ただし、最優秀者との協議が整わなかった場合には、優秀者と交渉を行う。

(2) 提案内容の取扱い

本プロポーザルで最優秀者又は優秀者に特定された参加者の技術提案については、提案内容がそのまま実際の業務に採用されるものではなく、契約交渉時に改めて協議の上、発注者が必要と認める範囲内で発注仕様書に反映させるものとする。

(3) 支払条件

本業務の支払条件は次のとおりとする。

ア 本業務は債務負担行為とし、契約金額の全額を平成31年度に支払うものとする。

イ 前金払あり（契約金額の100分の30以内）

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入するものとする。ただし、上越地域消防事務組合財務規則第138条第5項の規定により納付を免除する場合がある。

9 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語（名義に関する部分を除く。）、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。また、過去の業務の実績については、日本国内の実績に限る。
- (2) 本プロポーザルに係る書類作成及び提出に係る費用並びにプレゼンテーションに係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出書類の取扱いについては次のとおりとする。
 - ア 提出された書類は、審査に必要な範囲において複製することがある。
 - イ 提出後の書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、審査に影響のない範囲において事務局から提出書類の修正を求める場合がある。
 - ウ 提出書類に記載した配置技術者は、病休、死亡、退職等のきわめて特別な場合を除き、変更することができない。
 - エ 提出された書類は、返却しない。
 - オ 提出された書類の著作権は、当該書類を提出した参加者に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルに関する公表及び発注者が必要と認める場合には、提出書類等を無償で使用できることとする。
- (4) 提出された技術提案書等の内容について疑義が生じた場合、事務局から参加者に問い合わせを行う場合がある。
- (5) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うこととする。
- (6) 手続の透明性、公平性を確保するため契約締結後、速やかに商号・名称、契約金額等を公表する。
- (7) 審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。